

# 釜石市体育施設条例

## ○釜石市体育施設条例

平成9年12月15日

条例第19号

改正 平成12年3月14日条例第3号

平成13年3月16日条例第16号

平成17年9月16日条例第23号

平成25年12月20日条例第44号

令和元年6月24日条例第1号

注 平成13年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市民の心身の健全な発達と体力の向上に資するため、釜石市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(平17条例23・全改)

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釜石市民弓道場	釜石市桜木町一丁目1番1号
釜石市民相撲場	釜石市甲子町第13地割66番1
多目的広場	釜石市甲子町第14地割64番120

(平17条例23・旧第3条繰上、令元条例1・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 体育施設の管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例23・追加)

(利用時間)

第4条 体育施設の利用時間は、次のとおりとする。

名称	利用時間
釜石市民弓道場	9時から21時まで
釜石市民相撲場	9時から21時まで
多目的広場	9時から18時まで

2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の利用時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は臨時に延長し、若しくは短縮することができる。

(平17条例23・追加、令元条例1・一部改正)

## 釜石市体育施設条例

(休場日)

第5条 体育施設の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(平17条例23・追加、令元条例1・一部改正)

(利用の許可)

第6条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(平17条例23・旧第4条繰下・一部改正)

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 体育施設の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他市長が適当でないとき。

(平17条例23・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金)

第8条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 体育施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、前項に定める利用料金の額を合算した額に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の利用料金を利用許可と同時に納付しなければならない。

3 前項に定める利用料金は、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(平17条例23・旧第6条繰下・一部改正、平25条例44・令元条例1・一部改正)

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(平17条例23・追加)

## 釜石市体育施設条例

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業に利用するとき。
- (2) 市立小中学校の体育行事等で釜石市教育委員会が承認したとき。
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が利用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(平17条例23・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例23・旧第8条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により体育施設の運営上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生ずる場合においても、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。

(平17条例23・旧第9条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第13条 利用者は、体育施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。

(平17条例23・追加)

## 釜石市体育施設条例

(指定管理者の指定の手続)

第14条 体育施設の管理について、第3条の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 平等な利用が確保されること。

(2) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 体育施設の利用の許可に関する業務

(2) 体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(平17条例23・追加)

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 業務の実施状況及び利用状況

(2) 管理経費の収支状況

(3) その他市長が必要があると認めた事項

(平17条例23・追加)

(損害賠償義務)

第18条 指定管理者及び利用者は、自己の責めに帰すべき理由により体育施設の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害

## 釜石市体育施設条例

を賠償しなければならない。

(平17条例23・追加)

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者及び体育施設の業務に従事している者は、体育施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は体育施設の業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(平17条例23・追加)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例23・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の釜石市体育施設条例の規定により使用の許可を受けた者の当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月16日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例中指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為に関する規定は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年12月20日条例第44号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(釜石市体育施設の利用に係る利用料金に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に利用の許可がされている同日以後の釜石市体育施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

# 釜石市体育施設条例

附 則(令和元年6月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年9月規則第4号で、同元年12月1日から施行。ただし、附則第3項の改正規定(第8条第2項に係る部分に限る。)は、令和元年10月1日から施行)

別表(第8条関係)

(令元条例1・全改)

利用料金上限額

## 1 釜石市民弓道場

入場料等を徴収しない場合	1時間につき 200円
入場料等を徴収する場合	1時間につき 400円

個人利用の場合

児童・生徒(高校生含)	1回(1人につき) 50円
一般	1回(1人につき) 100円

## 2 釜石市民相撲場

入場料等を徴収しない場合	1時間につき 200円
入場料等を徴収する場合	1時間につき 400円

個人利用の場合

児童・生徒(高校生含)	1回(1人につき) 50円
一般	1回(1人につき) 100円

## 3 多目的広場

販売、その他の営利行為を行う場合	1回につき 10,000円
その他の場合	無料